

第9期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定に向けた各種調査等の業務委託に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

京都市保健福祉局

健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

第9期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）の策定に向けた各種調査等の業務委託について、下記のとおりプロポーザル方式による受託候補者の選定手続を行い、参加者を募集します。

記

1 委託業務の目的

調査により、介護サービスの利用状況や今後の利用意向等の見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握したうえで「第9期京都市民長寿すこやかプラン」を策定することにより、生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちづくりを促進し、京都市版地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

2 業務内容の概要

- (1) 名称 第9期京都市民長寿すこやかプランの策定に向けた各種調査等の業務委託
- (2) 内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 予定価格の上限

7,300,000円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む。）

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、令和4年4月1日現在において、引き続いて2年以上営業等を行なっており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 本事業の主旨を十分に理解し、委託業務を実施できる規模のスタッフを有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

5 参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を受付期間内に提出し、参加の審査を受けることとする。

(1) 必要書類

ア プロポーザル参加申請書（別紙2）

様式については、京都市情報館（本市ホームページ）からダウンロードすることとする（下記受付場所において交付することも可能）。

イ 会社概要

- (2) 申請方法 必要書類を持参又は郵送すること。
- (3) 受付期間 令和4年8月12日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 受付場所 〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課（担当：津田、木下）
電話 075-213-5871

6 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

プロポーザル参加に当たって質疑のある者は、書面により受付期間内に質問を行うこととする。

- (1) 質問方法 書面（様式自由）により、持参、郵送又は電子メールで行うこと。
- (2) 受付期間 令和4年8月5日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 受付場所 〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル2階
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課（担当：津田、木下）
電話 075-213-5871
e-mail kaigohoken@city.kyoto.lg.jp
- (4) 回答 令和4年8月10日（水）までに、参加申請のあった者全員に対し回答を送付する。

7 企画提案書の提出

参加申請書を提出した者は、別紙3「企画提案書等作成要領」に基づき、必要書

類を提出することとする。

なお、期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 必要書類

- ア 企画提案書
- イ 見積書
- ウ 経費内訳書

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 令和4年8月18日(木)午後5時まで

(4) 受付場所 〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室

介護ケア推進課(担当:津田、木下)

電話 075-213-5871

(5) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加申請書、企画提案書等

参加申請書、企画提案書等が次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限及び提出先並びに提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類はすべて返却しない。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書が優秀であると認めた数者に対し、企画提案書の内容について、提案者に対しプレゼンテーションの実施を求める。該当する者に対しては、日時及び場所その他留意事項等を別途通知する(8月23日(火)又は24日(水)を目途に実施予定)。

なお、プレゼンテーションについては、事業従事予定者によるものを予定している。

9 受託候補者の選定

(1) 受託候補者の選定

業務受託候補者の選定は、次に示す観点から本市が設置する選考組織が総合的に公平かつ客観的に審査し、すべての提案者の順位を決定したうえで、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

- ・ 過去の実績
- ・ 事業担当者、事業従事者の資格・経験及び実績等
- ・ 実施体制
- ・ 業務内容の理解
- ・ プレゼンテーション内容
- ・ 見積価格

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。（令和4年8月31日（水）を目途に発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和4年9月6日（火）午後3時までに書面で、京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、令和4年9月12日（月）までに書面をもって次に掲げる項目について回答する。

- （ア）当該受託希望者の合計点
- （イ）契約候補者名及びその他の受託希望者名
- （ウ）契約候補者の合計点及び提示金額

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表する。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けた後に、受託者の請求により委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 瑕疵（かし）担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵（かし）があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵（かし）の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵（かし）の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ 上記ア及びイは、契約目的物の瑕疵（かし）が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ 上記ア、イ及びウによる瑕疵（かし）の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

【問合せ先】

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課（担当：津田、木下）
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階
電話 075-213-5871 FAX 075-213-5801
e-mail:kaigohoken@city.kyoto.lg.jp